

令和3年度第11回庁議提案 審議・**報告**・その他
 提出日：令和3年8月31日
 担当部・課：産業部商工課〔内線3523〕

① 件名
緊急事態宣言による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>宮城県では、8月17日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用を受け、県内全域の飲食店に対し8月20日から9月13日の期間における営業時間の短縮を要請した。その後、8月25日に緊急事態宣言が宮城県に発令され、8月27日より適用されたことから、まん延防止等重点措置の実施期間が8月20日から8月26日までとなり、緊急事態宣言の実施期間は8月27日から9月13日までとされた。</p> <p>【目的】</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請に応じて休業又は営業時間を短縮した事業者等に対して協力金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、国民生活及び国民経済の混乱を回避する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和3年8月 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村長会議 宮城県記者発表 市長及び関係部協議</p>
⑤ 主な内容
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じた事業者に対して、協力金を支給する。</p> <p>1 対象事業者 全飲食店</p> <p>2 対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月26日以前から開業していること ・営業の実態がある飲食事業者であること ・県からの要請に応じて、対象期間（令和3年8月27日午前0時から9月13日午前5時までの17日間）全日において休業又は営業時間短縮を行うこと <p>3 支給額 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて4万円/日～10万円/日</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

県の休業又は営業時間短縮の要請に対し事業者の協力が得られ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止が図られる。

【市財政への負担】

○既決予算	1, 200, 294千円	(第10回庁議報告済)	
・協力金	1, 200, 000千円	…①	
・事務費	294千円	…②	
○事業費	1, 540, 588千円		
ア まん延防止等重点措置による協力金	8月20日から8月26日まで(7日間)		
・協力金	350, 000千円		
	(対象約1, 000店舗×1店舗当たり平均支給額350千円)		
・消耗品費	100千円		
・通信運搬費	84千円		
・振込手数料	110千円		
		計	350, 294千円
イ 緊急事態宣言による協力金	8月27日から9月13日午前5時まで(17日間)		
・協力金	1, 190, 000千円		
	(対象約1, 000店舗×1店舗当たり平均支給額1, 190千円)		
・消耗品費	100千円		
・通信運搬費	84千円		
・振込手数料	110千円		
		計	1, 190, 294千円
(内訳)			
・協力金	1, 540, 000千円	…③	
・消耗品費	200千円	…④	
・通信運搬費	168千円		
・振込手数料	220千円		
(財源)			
県補助金(③-①)	340, 000千円	(補助率10/10)	
一般財源(④-②)	294千円		

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内市町村で実施予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年9月 市議会第3回定例会に関係補正予算案について追加提案
 石巻市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱の制定
 市ホームページ等により周知
 交付申請受付開始
 交付開始

⑨ その他